

学業成績基準（給付・多子世帯）

2025年度の春学期・夏学期・秋学期（追再試の結果を含む）のGPAで判定します。

2025年度から基準が見直され、学業成績や出席状況等がこれまで以上に厳格化されています。

※ユニバーサルパスポートに掲載されている「学生出欠状況」をご自身で十分確認しておいてください。

判定	2025年度の春学期・夏学期・秋学期（追再試の結果を含む）の成績	判定内容	2026年度4月以降の奨学金	処置
継続	・「廃止」、「停止」、「警告」以外	奨学金の交付を継続する	振り込まれます	
警告	<ul style="list-style-type: none"> 次の1~3のいずれかに該当したとき <ul style="list-style-type: none"> 修得した単位数の合計数が標準単位数の7割以下である <ul style="list-style-type: none"> 1年生 22単位以下 2年生 44単位以下 3年生 66単位以下 4年生 88単位以下 春学期・夏学期・秋学期（追再試の結果を含む）のGPAが学部等における下位4分の1の範囲に属する 履修科目的授業への出席率が8割以下である。その他の学修意欲が低い状況にあると認められる <p>※半期15回の授業のうち欠席が3回以上</p>	奨学金の交付を継続する	振り込まれます ※但し、警告が2年連続の場合は「廃止」もしくは「停止」となり、振り込まれません。	
停止	警告の区分に該当する学業成績に連続して該当したとき。 (2回連続して警告となった場合のうち、2回目の警告の理由が「GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属する場合」のみ。ただし、3回連続で警告となった場合を除く。)	奨学金の交付を中断する (学業成績が回復しない場合は、「廃止」となることがある)	振り込まれません	
廃止	<ul style="list-style-type: none"> 次の1~4のいずれかに該当したとき <ul style="list-style-type: none"> 修業年限で卒業又は修了できないことが確定した 修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下である <ul style="list-style-type: none"> 1年生 19単位以下 2年生 37単位以下 3年生 57単位以下 4年生 75単位以下 履修科目的授業への出席率が6割以下である。その他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められる 半期15回の授業のうち欠席が6回以上 2年連続して警告の区分に該当したとき (ただし、2回目の警告がGPA要件のみの場合は、上記の停止判定に該当) 	奨学金の交付を取り止める (奨学生としての身分を喪失する)	振り込まれません ※返還が必要になる場合があります。 学業成績が不良であり、災害、傷病等やむを得ない理由がない場合は遡って返還を求められます。	